

幼保連携型認定こども園和泉中央みのり園

重要事項説明書

本園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、保護者に当所より説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 施設運営者

事業者の名称	社会福祉法人伸和会
代表者氏名	理事長 服部 秀樹
法人の所在地	大阪府和泉市池田下町150番地
法人の電話番号	0725-56-2300

2. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	認定こども園和泉中央みのり園
施設の所在地	大阪府和泉市池田下町150番地
電話番号	0725-56-2300
FAX 番号	0725-56-2301
URL	https://www.shinwafukushi.jp
e-mail アドレス	renraku@shinwafukushi.jp
管理者名	園長 辻林 滋子
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
開設年月日	平成31年4月1日
認可定員	開設145名
	0歳児 3号 12人 1歳児 3号 21人 2歳児 3号 24人 3歳児 2号 24人 4歳児 2号 24人 5歳児 2号 25人 3～5歳児 1号 5人（各年齢）
関連施設	
施設名	みのり小規模保育園（認可定員19名）

所在地	大阪府和泉市池田下町2263番地の2
運営主体	運営主体 特定非営利活動法人みらい
電話番号	電話番号 0725-57-8600
理事長	理事長 服部 茂

3. 施設の目的・運営方針

☆理念

- ・就学前の子どもの成長発達に応じた教育・保育を一体的に行う中で、心情・意欲・態度を培い、生きる力の基礎を育成する。
- ・地域の中で子育て支援の拠点として公的な役割を果たすと共に、子育て支援策を充実させ、安心して子育てできるようにする。

☆教育・保育方針

1. 子ども一人ひとりを大切にし、年齢ごとの発達の特性に応じた教育・保育をすすめる。
2. 基本的な生活習慣を身につけ社会生活における望ましい習慣や態度を育てる。
3. 子どもの人格を尊重し、一人ひとりの自尊感情を養い人と豊かにかかわる力を育てる。
4. 人とのかかわりを大切にし、仲間の中で育ち合える教育・保育をすすめる。
5. 小学校との円滑な接続をすすめる。
6. 保護者と子どもの成長を共有し育ちを支える。
7. 地域や関係機関と連携を図り、地域の実態に即した子育て支援をすすめる。

4. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	全体	2038.73 m ²
園舎	構造	R C 2階 (地上2階)
延床面積		1058.85 m ²
園庭		560.81 m ²
その他施設		
園外駐車場		966.9 m ²
園外菜園		2310.0 m ²

(2) 主な設備

設備	用途	室数	利用園児	面積
	乳児室	1室	ゼロ歳児室	54.52 m ²
	ほふく室	1室	1歳自室	73.89 m ²
	保育室	1室	2歳児室	72.16 m ²
		2室	3歳自室	82.75 m ²
		1室	4歳自室	70.00 m ²
		1室	5歳自室	79.64 m ²
	遊戯室	1室		
	調理室	1室		36.52 m ²
	職員室	1室		42.77 m ²
	一時預かり室	1室		
	会議室	1室		

各歳児の室数は年度により異なる場合があります。

5. 職員の職種、員数及び職務の内容並びに職員の状況（令和2年4月1日現在）

職種	常勤	非常勤	職務の内容
園長	1	0	所属職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令などを遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用児童を全体的に把握し、園務をつかさどる。
副園長	1	0	園長を助け、園務を整理し、保育内容について保育教諭を統括する。
主幹保育教諭	2	1	主幹保育教諭は、園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長及び副園長を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
保育教諭	11	12	保育教諭は、園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
看護師	1	0	看護師は、園児の保健業務等に従事する
調理員	3	1	調理員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
栄養士	1	0	園児の栄養状態を管理する。（調理員兼任）
事務員	1	0	事務職員は、庶務及び会計事務に従事する。
用務員	1	0	用務員は園舎、園庭、菜園その他園の管理業務に従事する。

2 職員の状況

② 常勤職員の勤務時間 週40時間の変形労働時間制

②職員一人当りの子どもの数 4.02人

③職員の平均経験年数 18年

※開園時間が12時間30分のため職員はローテーション勤務を行いますので、保護者と担任が直接会えない日もあります。連絡事項等は連絡帳や当番職員へ口頭でお知らせ下さい。

6. 教育・保育を提供する日

開園日	月曜日～土曜日
開園時間	7:00～19:30
休業日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日
休業日について	<p>・台風等で警報が発令されたときや、災害その他緊迫の事情があるとき、伝染病・感染症が発生した場合は、自宅待機・登園自粛となる場合があります。</p> <p>・1号認定児については上記の他に次の夏季、冬季、春季の休業日及び土曜日の休業日があります。</p> <p>令和2年度</p> <p>夏季休業 8月1日～8月31日</p> <p>冬季休業 12月25日～翌1月9日</p> <p>春季休業 3月25日～3月31日</p> <p>・振替等のやむを得ない事情で休業日に教育・保育を行うことがあります。</p> <p>・教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、上記以外に臨時に休業することがあります。</p>

7. 教育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりです。

保育標準時間認定 2号・3号認定	保育標準時間	7:00～18:00
	時間外保育時間	18:00～19:30
保育短時間認定 2号・3号認定	保育時間	9:00～17:00
	時間外保育時間	7:00～9:00、17:00～19:30
教育標準時間認定 1号認定	教育標準時間	9:30～14:30
	時間外保育時間	7:00～9:30、14:30～19:30

① 1日の教育・保育の流れ

*一日のスケジュール（デイリープログラム）

区分	日 課														
	7:00	8:00	9:30	10:00	11:00	12:00	13:00	14:30	15:00	16:00	17:00	18:00	19:30		
0・1・2歳	開園・順次登園		おやつ	朝の会	設定保育	昼食	午睡			おやつ	おかえりの会	自由遊び	順次降園	閉園	
3・4・5歳	開園・順次登園		1号認定児登園	朝の会	設定保育	(共通の課題活動)	昼食	午睡(3歳児のみ)	設定保育(4・5歳児)	1号認定児降園	おやつ	おかえりの会	自由遊び	順次降園	閉園

② 1年の行事

月	保護者参加行事	行 事
4月	入園式	・身体測定(身長・体重)
5月	お年寄りとの交流	・こどもまつり ・園外保育(3~5歳児、お弁当、水筒持参) ・視力測定
6月	教育・ 保育参観 玉ねぎ、ジャガイモ掘り	・健康診断(内科・歯科) ・聴力測定(3~5歳児) ・尿検査
7月		・七夕まつり ・水あそび
8月	お泊まり保育(5歳児)	・預かり保育(1号認定)

9月		・身体測定（身長・体重）
10月	運動会 おじいちゃん・おばあちゃんとの交流	・さつまいも掘り ・遠足（3～5歳児お弁当、水筒持参）
11月		・健康診断（内科） ・視力測定 ・聴力測定（2～5歳児） ・園外散歩
12月	もちつき	・クリスマス会
1月	地域のお年寄りとの交流	・お楽しみ会
2月	生活発表会	・節分会 ・5歳児 小学校訪問 ・身体測定（身長・体重）
3月	5歳児卒園式	・ひな祭り会 ・お別れ会、お別れ遠足（3～5歳児お弁当、水筒持参）
毎月	園庭開放（毎週） お誕生会 お子さんの生まれ月の誕生会に参加していただき、半日保育参加をする。	・体重測定 ・誕生会 ・災害避難訓練（1日） ・不審者対処避難訓練（15日）
その他	交通安全教室（5月警察署） 園周辺地域イキイキサロンと交流	・自衛消防訓練（11月消防署）

8. 認可定員

当園の認可定員は145人です。

9. 利用定員

当園の利用定員は次のとおりです。

(1) 1号認定こどもの利用定員

3歳児 5人、4歳児 5人、5歳児 5人 合計15人

(2) 2号認定こどもの利用定員

3歳児 24人、4歳児 24人、5歳児 25人 合計73人

(3) 3号認定こどもの利用定員

0歳児 12人、1歳児 21人、2歳児 24人 合計57人

10. 学級の編成

満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとしてします。

- (1) 学級の子どもの数は、満3歳以上満4歳に満たない子どもについては15人以下とし、満4歳以上の子どもについては30人以下とします。但し、教育及び保育を適切に行うことができると知事が認める場合には、満3歳以上満4歳に満たない子どもで編成する1学級の子どもの数は、35人以下とすることができます。
- (2) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とします。

11. 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育（第12条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ）
- (2) 延長保育促進事業
- (3) 幼稚園型一時預かり事業
- (4) 一時預かり促進事業
- (5) その他教育保育に係る行事等

12. 食事の提供

本園では、食事の提供を園による自園調理にて実施します。

- (1) 実施主体 認定こども園和泉中央みのり園
- (2) 実施場所 認定こども園和泉中央みのり園

※全年齢完全給食とします。

- ・0～2歳児（3号認定）は保育料に含まれています。（主食、副食、おやつ2回）
- ・3～5歳児（2号認定）は、給食代として毎月5,600円徴収します。
- ・1号認定は給食費として毎月5,000円を徴収します。

- (3) 食事を提供する日

- ・保育を提供する日（月曜日から土曜日まで）は、毎日食事の提供を行います。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとします。
- ・行事等にお弁当の持参をお願いすることがあります。
- ・アレルギー対応ができないまれな園児の場合お弁当の持参をお願いすることがあります。

・毎月、献立表を配付するので、ご家庭でも活用して下さい。

(4) 当園の食事提供しない日

①日曜日

②年末年始（12月29日から翌年1月3日）

③国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定の休日

(5) 以下の期間及び日においては、1号認定子どもに対する食事の提供は原則として行いません。

・夏季休業 8月1日から8月31日まで

・冬季休業 12月25日から1月9日まで

・春季休業 3月25日から3月31日まで

・土曜日

但し、日にちは年度によって異なることがあります。

(6) 非常天災その他急迫の事情があるときは、臨時に食事を提供しないことがあります。

(7) アレルギー対応状況

・アレルギーその他の事情により食事に配慮が必要な場合は、できる限り園児にあわせていきますので、あらかじめご相談下さい。その際は、医師による生活管理指導表・診断書、緊急時個別対応表の提出が必要です。

・除去食及び代替食に対応しています。

(8) その他衛生管理等

・大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行い、研修を実施します。

・日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月1回）による調理従事職員の健康管理を徹底します。

・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底します。

1.3. 保護者に対する子育て支援の内容に関する事項

在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施します。

・相談支援事業

実施曜日：月～金（祝祭日および年末年始のぞく）9時～17時

1.4. 一時預かり事業

本園は、9時00分から17時00分まで、保護者が、病気や出産、家族の看護などで緊急に保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施します。ただし、受け入れ体制や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではありません。

15. 学期

1 年を次の 3 学期に分けます。

- (1) 第 1 学期 4 月 1 日 から 7 月 31 日
- (2) 第 2 学期 8 月 1 日 から 12 月 31 日
- (3) 第 3 学期 1 月 1 日 から 3 月 31 日

16. 入園に関する事項

本園に入園するときは、当園が定める所定の手続きが必要です。

- (1) 1 号認定子どもについて、入園希望者が 利用定員を上回る場合は、先着順とします。ただし、兄弟姉妹が在園している場合は、優先して入園させます。
- (2) 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもについては、和泉市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定します。
- (3) 前 2 項の規定に関わらず、在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定します。

17. 休園、退園、転園に関する事項

休園、退園もしくは転園しようとする者は、その理由を記して事前に園長に届け出るものとします。

18. 利用の終了に関する事項

- (1) 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了します。
 - ① 1 号認定子ども及び 2 号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
 - ② 3 号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - ③ その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
- (2) 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、終了証書を授与します。

19. 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）
 - ・支給認定を行った市町村が定める保育料を、当園にお支払い下さい。
 - 3 号認定子ども
 - ・保育料の納入は口座振替払いとします。
- (2) 時間外保育に係る利用者負担金
 - 延長保育（利用区分毎に設定された利用時間外の利用）

単位：円

利用区分	利用時間	利用料			
		※1以外世帯		減額対象世帯（※1）	
		日額	月額	日額	月額
保育標準時間利用児	18:00～19:00	300	4,000	100	1,000
	18:00～19:30	500	6,000	100	1,000
保育短時間利用児 （※2）	7:00～9:00	100	—	—	—
	17:00～18:30	100	—	—	—
	18:30～19:00	300	—	—	—
	18:30～19:30	500	—	—	—
1号認定児 （※3）	7:00～9:30	300	3,000	—	—
	14:30～19:30	900	14,000	—	—

※1 保育標準時間利用児のみ生活保護世帯・市民税非課税世帯の減額があります。

保育標準時間終了後30分は降園時間のため18:30分までに降園する場合延長保育料金はかかりません。

※2 保育短時間8時間を超えて利用する場合一日あたり100円の延長保育料金が必要となります。なお、18:30分以降は保育標準時間児と同じ料金となります。

※3 1号認定のこどもについては、幼稚園型一時預かりとなります。教育標準時間外預かり保育となりますので、教育は行いません。

(3) 一時預かり保育の利用時間・料金は次のとおりとします。但し、給食・おやつ代を含みます。

単位：円

区分	料 金					
	一般世帯			市民税非課税世帯・生活保護世帯		
	延長時間	基本時間	延長時間	延長時間	基本時間	延長時間
	8:00～9:00	9:00～17:00	17:00～18:00	8:00～9:00	9:00～17:00	17:00～18:00
3歳未満児	500	3,200	500	0	400	0
3歳児	500	1,900	500	0	400	0
4歳以上児	500	1,800	500	0	400	0

(4) 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域密着型保育事業の運営に関する基準を定める
条例第13条第3項に基づき設定するもの

・1号認定の子ども

費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期
入園受入準備費	20,000円	入園受入準備に係る費用	入園時のみ
給食費	月額5,000円	食材費の実費に係る費用	毎月15日までに (但し、8月を除く)
行事補助費	月額1,300円	行事に係る実費額	毎月15日までに

※給食費は主食代1,000円と副食代4,000円の合計です。連絡なく欠席の場合は徴収します。

・2号・3号認定の子ども

費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期
給食代 (2号認定のみ)	月額5,600円	主食の実費に係る費用	毎月15日までに
行事補助費(3~5歳)	月額1,300円	保育や行事に係る実費額	毎月15日までに
保育教材費(0~2歳)	月額1,000円		毎月15日までに

※給食代は主食代1,100円と副食代4,500円の合計です。連絡なく欠席の場合は徴収します。

(5) 前項の和泉市条例第13条第4項に基づき特定教育・保育の提供に要する実費負担金
特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の実費支払については、その金額・
内容はあらかじめ保護者に知らせるものとします。

20. 嘱託医または園医の概要

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

勤務する医療機関の名称	医療法人津森会白井内科医院
医院長名又は医師名	白井 伸幸
連絡先	和泉市池田下町245-3
連絡先電話番号	0725-56-7706

(2) 歯科

医療機関の名称	きらめき歯科
医院長名又は医師名	西田 康訓
所在地	和泉市池田下町3 2 1 6 - 2
電話番号	0725-92-8118

2 1. 緊急時における対応方法

本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとします。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、和泉市と園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとします。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

2 2. 非常災害対策

本園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル(計画等)を作成します。

- (1) 本園は、計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めます。
- (2) 本園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとします。
- (3) 本園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととします。

2 3. 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による利用子どもに対する虐待・懲戒権の濫用等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 本園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者(保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待

の防止等に関する法律の規定に従い、和泉市子ども未来室・児童相談所等適切な機関に通告します。

24. 記録の整備

本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

25. 苦情等の解決について

本園では、利用者及び地域から苦情に対応するため、園の定める苦情処理マニュアルに従って、苦情処理窓口を設置するとともに、提起された苦情の内容を利用者に公開するものとします。

- ・苦情窓口担当者 副園長 里 祐子 (電話番号 0725-56-2300)
- ・第三者委員 池田下町久保出町会長 塚口 義清

26. 保険に関する事項

本園では、次の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付
保険の内容	入所時の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の給付）を行う。国・施設の設置者・保護者の三社の負担に抛る互助共済制度です。
共済掛金	乳幼児1人につき240円

保険の種類	社会福祉法人全国社会福祉協議会（株）福祉保健サービス保育所の損害賠償
保険の内容	入所時の傷害事故補償、保育所業務の保証、来園者の傷害事故補償、職員の傷害事故補償を行う、社会福祉法人全国社会福祉協議会による社会福祉施設総合損害補償です。
支払保険金	全額当園負担
保険金額	1名2億円、1事故10億円

27. 秘密保持について

本園の職員は、園の定める個人情報保護方針に従い、利用者の同意を得ることなく、利用者が提供した情報、その業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を施設外の者に漏洩してはなりません。

- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持します。
- 3 連携施設を利用する子どもおよびその家族の秘密を保持します。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持します。

28. 関係者評価及び自己評価について

本園では、利用者の安心と園の質の向上を図るため、毎年1回以上、園関係者及び職員による施設評価を行い、これを利用者に公開するとともに、職員の自己評価を実施して職員
の質の向上を図るものとします。

29. 当園における禁止事項・留意事項

喫煙・飲酒	当こども園の敷地内（園外駐車場を含む）はすべて禁煙・禁酒とします。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
登園・降園時の留意事項	・送迎は保護者が行ってください。保護者以外の方が来る場合は保護者から事前に連絡をお願いします。 ・園児の送迎時に近隣住民に迷惑がかからないようご注意ください。詳細は、登園・降園時注意事項に記載します。
SNS等	ソーシャル・ネットワーキング・サービスに当園及び利用者に係る誹謗・中傷または個人情報の掲載は禁止します。

30. 当園におけるその他の留意事項

※当重要事項説明書に定めるものの他、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する利用契約書、入園案内において提示するものとします。

※土曜日保育に関しては保護者の使用者の就業証明書が必要となります。

重要事項の説明に関する同意書

特定教育・保育又は特定地域型保育の提供にあたり、『幼保連携型認定こども園和泉中央みのり園の重要事項説明書（入園のしおり）』に基づき、重要事項の説明を行いました。

令和2年3月5日

運営事業者 所在地 大阪府和泉市池田下町150番地
名称 認定こども園和泉中央みのり園
説明者 園長 辻林 滋子

認定こども園和泉中央みのり園の入園に関する同意書（保護者控え用）		
入園申し込みにあたり重要事項説明書の内容について説明を受け、内容に同意しました。		
署名欄	同意年月日	令和2年 月 日
	保護者住所	
	児童との続柄	
	児童名	
	児童名	
	児童名	

なお、入園に当たっては以下の書類の提出が必要になります。

<全園児>

- (1) 利用契約書
- (2) 入園に関する同意書
- (3) 保育時間申請書
- (4) 保健連絡票
- (5) 連絡カード
- (6) 緊急時園児引渡カード
- (7) 災害共済給付制度への加入について
- (8) 個人情報の取り扱い並びに使用承諾・写真撮影等の同意について

<アレルギーをお持ちの園児>

- (1) 保育園給食における食物アレルギー対応について
- (2) 意見書の記入について

